

寒川広域リサイクルセンター運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 寒川広域リサイクルセンターの円滑なる運営を図るため、寒川広域リサイクルセンター運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 寒川広域リサイクルセンターの運営に関すること。
- (2) その他委員会の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 公募の町民 1人
- (2) 町議会議員 2人
- (3) 地域関係者 3人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、公募委員の再任については、寒川町審議会等の委員の公募に関する規則(平成19年寒川町規則第1号)第4条第3号の規定によるものとする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(議事録)

第8条 委員会の議事録は、議事の概要を記した要点筆記とする。

(秘密の保持)

第9条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議の公開)

第10条 委員会の会議は、公開とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、町民環境部環境課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成26年3月31日までとする。